







福井県告示第261号

漁業法（昭和24年法律第267号）法第67条第2項で準用する同法第62条第1項の規定に基づき、福井県内水面漁場計画を定めたので、同法第64条第6項の規定により次のとおり公示する。

令和5年5月30日

福井県知事 杉本 達治

1 漁業権に関する事項

(1) 公示番号 内共第1号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こい〃	〃
〃	ふな〃	〃
〃	いわな〃	〃
〃	やまめ〃	〃
〃	もくずがに〃	〃

イ 漁場の位置 福井市（旧越廼村、旧清水町および旧美山町を除く）、大野市（旧和泉村を除く）、勝山市、吉田郡永平寺町および坂井市

ウ 漁場の区域 次の基点第1号と基点第2号とを結ぶ線および基点第3号と基点第4号とを結ぶ線の間の九頭竜川本流および支流の区域

ただし、(ア)と(イ)とを結ぶ線から上流の竹田川の区域、基点第5号と基点第6号とを結ぶ線から上流の日野川の区域、永平寺川ダム本体下流側の取付護岸下流端から上流450メートルまでの間の永平寺川本流および支流の区域および(ウ)と(イ)とを結ぶ線、(オ)と(カ)とを結ぶ線、(キ)と(ク)とを結ぶ線および(イ)と(ウ)とを結ぶ線との間の真名川本流および支流の区域を除く。

基点第1号 坂井市三国町宿三国旧防波堤突端

基点第2号 坂井市三国町新保防波堤突端

基点第3号 大野市下打波52字3-10と大野市下山72字1-19との境界

(九頭竜川右岸) から真方位32.5度の線と対岸との交点（通称馬谷）

基点第4号 基点第3号から真方位86度の線（天然巨大岩石頂点を見通した点）と対岸との交点

基点第5号 福井市田ノ谷町九頭竜川左岸と同町日野川左岸との交差点

基点第6号 福井市郡町九頭竜川左岸と同町日野川右岸との交差点

(ア) 坂井市三国町港橋橋台下流端を結ぶ線と竹田川左岸との交差点

(イ) 坂井市三国町港橋橋台下流端を結ぶ線と竹田川右岸との交差点

令和5年5月30日（火）

福井県報号外第68号

(ウ) 大野市堀兼真名川堀兼えん堤下流端と真名川左岸との交差点
 (イ) 大野市堀兼真名川堀兼えん堤下流端と真名川右岸との交差点
 (オ) 笹生川ダム本体上流側の流木止め左岸設置位置
 (カ) 笹生川ダム本体上流側の流木止め右岸設置位置
 (キ) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの熊河川左岸
 (ク) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの熊河川右岸
 (ケ) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの温見川左岸
 (コ) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの温見川右岸
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 オ 関係地区 福井市（旧越廼村、旧清水町および旧美山町を除く）、大野市（旧和泉村を除く）、勝山市、吉田郡永平寺町および坂井市

カ 条件 港湾区域においては、港湾管理者または港長が漁具の敷設または漁業の操業について必要な指示をした場合は、当該指示に従わなければならない。

(2) 公示番号 内共第2号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こい〃	〃
〃	ふな〃	〃
〃	いわな〃	〃
〃	やまめ〃	〃
〃	あじめとじょう〃	〃

イ 漁場の位置 大野市（旧和泉村に限る）

ウ 漁場の区域 次の基点第3号と基点第4号とを結んだ線から上流の九頭竜川本流および支川の区域

ただし、(ア)と(イ)とを結ぶ線と基点第25号と基点第26号とを結ぶ線との間の九頭竜川本流および支流の区域、(ウ)と(イ)とを結ぶ線から上流の此の木谷川の区域および(オ)と(カ)とを結ぶ線から上流の石徹白川本流および支流の区域を除く。

基点第3号 大野市下打波52字3-10と大野市下山72字1-19との境界

(九頭竜川右岸) から真方位32.5度の線と対岸との交点（通称馬谷）

基点第4号 基点第3号から真方位86度の線（天然巨大岩石頂点を見通した点）と対岸との交点

基点第25号 大野市長野国士交通省九頭竜ダム測量杭（N.o. 3）

基点第26号 大野市長野国士交通省九頭竜ダム測量杭（N.o. 4）

(ア) 大野市川合九頭竜川右岸と石徹白川左岸との交差点

(イ) 大野市鷲九頭竜川鷲ダム下流端から下流330メートルの九頭竜川左岸